

理容師養成施設及び美容師養成施設等の実態に関する調査

平成19年8月7日現在

I	調査の概要	1
II	調査結果の概要	
第1	教員に関すること	
1	専任教員と常勤職員との関係	2 (77)
2	通信課程における専任教員の配置	3 (79)
3	教員の資格	4 (79)
4	教員の資質	6 (80)
第2	生徒に関すること	
1	学則に定められた入所時期以降の入所	7 (81)
2	卒業の認定	9 (82)
3	昼間課程から夜間課程・通信課程等への転入	11 (84)
4	通信課程の入所者	
	(1) 地域の限定	13 (86)
	(2) 入所時期	14 (87)
5	養成施設が廃止された場合の学籍簿等の承継	15 (89)
第3	授業に関すること	
1	授業時間数	16 (90)
2	養成施設内で行う実習	
	(1) 対象者(モデル)	17 (92)
	(2) モデルを使用した実習の開始時期	19 (93)
3	理容所又は美容所で行う実務実習	
	(1) 実務実習時間	21 (95)
	(2) 理容所及び美容所での指導状況	27 (100)
	(3) 理容行為・美容行為の状況	32 (104)
	(4) 選択必修科目(専門教育科目)の校外実習	36 (107)
	(5) 名札の着用	41 (111)
	(6) 実務実習の実施状況	42 (112)
4	通信課程	
	(1) 教育の充実	47 (117)
	(2) 理容所又は美容所に従事している生徒	50 (119)
	(3) 実務実習の場所	52 (121)
5	中学校卒業者に対する状況	53 (122)
6	教科書	61 (129)
第4	施設及び設備に関すること	
1	施設の配置	63 (133)
2	消毒室の設置	64 (134)
3	実験器具等の備品	65 (135)
第5	申請等に関すること	
1	都道府県の法定受託事務の見直し	66 (136)
2	養成施設の指導監督	68 (138)
3	届出事務の整理	71 (140)
4	定員の減に伴う厚生労働大臣の承認	72 (141)
5	他の養成施設からの転入所	73 (142)
6	国家試験に合格できないと見込まれる生徒の卒業	75 (143)
7	広告規制	76 (144)

I 調査の概要

1 目的

理容師養成施設及び美容師養成施設における運営状況及び各都道府県等の理容師・美容師養成施設に対する指導状況等を明らかにし、理容師・美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会における基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の対象

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 地方厚生（支）局 | 8 箇所（全数） |
| (2) 都道府県 | 47 箇所（全数） |
| (3) 理容師・美容師養成施設 | 403 箇所（全数） |
| (4) 理容所・美容所 | 806 箇所（養成施設数×2 箇所） |

3 調査事項

- (1) 教員に関する事
- (2) 生徒に関する事
- (3) 授業に関する事
- (4) 施設及び設備に関する事
- (5) 申請等に関する事

4 調査依頼日

- (1) 地方厚生局及び都道府県に対し、平成19年5月7日付けで調査を依頼
- (2) 理容師・美容師養成施設及び理容所・美容所に対し、平成19年5月31日付けで調査を依頼

5 調査の方法及び調査実施機関

- (1) 都道府県
厚生労働省健康局生活衛生課より都道府県に依頼して実施。
- (2) 地方厚生（支）局
厚生労働省健康局生活衛生課より各地方厚生（支）局に依頼して実施。
- (3) 理容師・美容師養成施設
厚生労働省健康局生活衛生課より、（社）日本理容美容教育センターの協力を得て、各理容師養成施設及び美容師養成施設に依頼して実施。
- (4) 理容所・美容所
厚生労働省健康局生活衛生課より、（社）日本理容美容教育センター、全国理容生活衛生同業組合連合会、全日本美容業生活衛生同業組合連合会及び各理容師・美容師養成施設の協力を得て、各理容師・美容師養成施設において、実務実習生受入理容所及び美容所を選定のうえ、当該理容所及び美容所に依頼して実施。

5 集計

厚生労働省健康局生活衛生課において実施

6 回収率

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 地方厚生（支）局 | 8 件（100.0%） |
| (2) 都道府県 | 47 件（100.0%） |
| (3) 理容師・美容師養成施設 | 355 件（88.1%） |
| (4) 理容所・美容所 | 348 件（43.2%） |

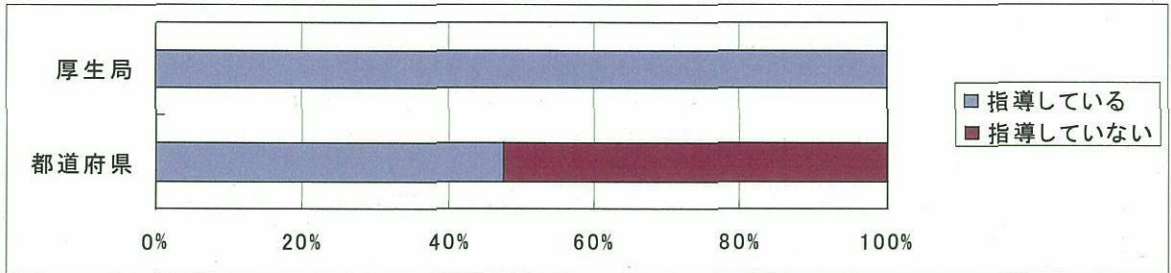
II 調査結果の概要

第1 教員に関すること

1 専任教員の常勤職員との関係

ア 専任教員を常勤職員とする指導状況

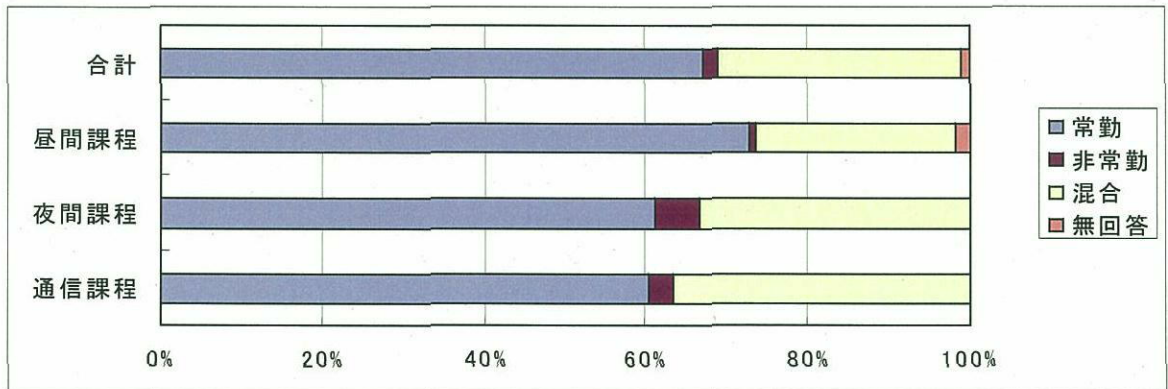
「養成施設に従事する専任教員を常勤職員とする」よう指導している厚生局は8件(100.0%)、都道府県は10県(47.6%)となっている。



イ 教員の状況

専任教員の配置状況をみると、「常勤職員としている」養成施設では、昼間課程は259件(73.0%)、夜間課程は22件(61.1%)、通信課程は158件(60.3%)となっている。

また、「非常勤としている」養成施設では、昼間課程は2件(0.6%)、夜間課程は2件(5.6%)、通信課程は8件(3.1%)となっている。



ウ 専任教員である必要性

「専任教員は常勤職員でなければならないか」について、「常勤職員とする必要がある」は171件(48.2%)、「非常勤職員でもかまわない」は155件(43.7%)となっている。

